

表示等情報提供に関する報告

2016年12月27日
日本電気計測器工業会

1. 業界団体による自主ガイドラインについて

(1) 自主ガイドラインの策定方法（業界内委員会における検討等）

（一社）日本電気計測器工業会（JEMIMA）環境グリーン委員会および医療・計測・分析・制御機器関連工業会連絡会*において検討しております。

※ 欧州 RoHS 指令の製品適用範囲カテゴリ-8 及び 9 の機器（医療・計測・分析・制御機器）に関連する 8 つの団体の集まり

- ・（一社）日本電気計測器工業会
- ・（一社）日本医療機器産業連合会
- ・日本機械輸出組合
- ・（一社）日本計量機器工業会
- ・（一社）日本検査機器工業会
- ・（一社）日本分析機器工業会
- ・（一社）日本電気制御機器工業会
- ・（一社）日本半導体製造装置協会

(2) 自主ガイドラインの策定期間

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正における水銀使用製品産業廃棄物の取り扱いを踏まえ、2017年7～8月にガイドラインを発行する予定であります。

なお、当面の対応といたしまして、水銀による環境の汚染の防止に関する法律への対応について、業界内に向けた情報提供に関する連絡文書を工業会のウェブページにて一般公開しております。

<http://www.jemima.or.jp/activity/green/mcm-161212.html>

(3) 自主ガイドラインの内容

水銀使用製品に関する表示等の情報提供について、組み込まれた水銀使用製品が水銀使用製品産業廃棄物として排出された際に、適切に情報伝達が行われる等の工業用製品特有の対応を加味したガイドラインの策定を検討しております。

(4) 自主ガイドラインの見直し時期（設定している場合）

今後の関連法令等の動向や分別・回収の実状等を踏まえて、適時見直しを検討する予定としております。

1. 2 自主ガイドラインの策定を踏まえ、情報提供の方法を具体的に改善している事例

既に、水銀使用製品を組み込んだ製品についての情報を、会員企業がウェブページで一般公開している事例があります。

例) 横河電機株式会社 水銀リレー廃棄のご注意について

<http://www.yokogawa.co.jp/semisv/pdf/0503-6EA-001.pdf>

1. 3 自主ガイドラインを踏まえて改善した情報提供の方法等の取組に関する消費者への周知

上記の事例になりますが、購入先のお客様へ個別に通知しています。

1. 4 自主ガイドラインの業界内での周知方法、自主ガイドラインを踏まえた取組を会員事業者が実施しているかどうかを確認する体制（委員会等）

JEMIMA 環境グリーン委員会から会員企業に周知を行います。

工業会のウェブページでガイドラインを公開いたします。

取組状況は、会員アンケートにて確認することを検討しております。

1. 5 自主ガイドラインを現時点で策定していない場合、今後策定する予定があるかどうか

1. (2) をご参照ください。

2. 自主ガイドラインの策定以外の取組について

自主ガイドラインの策定以外に、業界において情報提供に関する改善や新規の取組等

水銀による環境の汚染の防止に関する法律への対応について、業界内に向けた情報提供に関する連絡文書を工業会のウェブページで公開しております。

(<http://www.jemima.or.jp/activity/green/mcm-161212.html>)

更に、会員企業以外からも参加可能なセミナーを開催して、水銀による環境の汚染の防止に関する法律及び関連法令を周知・説明しております。

今後も法令の動向や会員企業の対応事例等の情報を提供していく予定であります。

以上

水銀による環境の汚染の防止に関する法律への対応に関して

2016年12月12日

一般社団法人日本電気計測器工業会

環境グリーン委員会

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部施行期日を定める政令（平成 27 年政令第 377 号）」が 2015 年 11 月 11 日に公布され、法附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行期日が 2016 年 12 月 18 日となりました。

施行後、水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することを確保することに資する情報を提供するよう努めなければなりません。

会員各社様におきましては、次に示す情報提供の例を参考に対応されることをお勧めいたします。

- 製品に水銀を使用している旨の表示を行う。
- 販売時に水銀が含まれる部品・部材を使用していることをユーザーへ書面等で伝える。
- 既に販売をしている製品はユーザーへ書面等で伝える。
- Web ページ等で水銀が含まれる部品・部材を使用している製品の情報を公開する。
- 廃棄時に水銀が含まれる部品・部材が製品のどこに使用されているかわかる情報をユーザーへ伝えるよう準備をする。

経済産業省および環境省は、2016 年 9 月 15 日に水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者による水銀使用製品に関する表示等情報提供について、国としてその望ましい在り方を明らかにすべく、「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」を公表しました。

<http://www.meti.go.jp/press/2016/09/20160915003/20160915003-1.pdf>

また、電機・電子 4 団体共同運営の「4 団体製品化学物質専門委員会」「水銀表示ガイドライン Ad-hoc」が作成した電機・電子 4 団体「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」が公開されております。

<http://home.jeita.or.jp/eps/pdf/Guideline-for-Mercury.pdf>

上記のガイドラインも参照することをお勧めします。

なお、2015 年 11 月 11 日に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 376 号）」に基づき、水銀使用製品産業廃棄物等の処理基準が 2017 年 10 月 1 日に施行される予定です。

この政令・基準を踏まえて当委員会では工業用製品特有の対応を加味したガイドラインを発行する計画でおります。

【参考】

水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成 27 年法律第 42 号)の附則第 1 条第 1 号は次の通りです。

(施行期日)

第 1 条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第 16 条から第 18 条までの規定 公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

総則第 4 章第 16 条から第 18 条は次の通りです。

(国の責務)

第 16 条 国は、市町村が水銀使用製品を適正に回収するために必要な技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市町村の責務)

第 17 条 市町村は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 18 条 水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、当該水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することを確保することに資する情報を提供するよう努めなければならない。

以上

本件のお問合せ先：

一般社団法人日本電気計測器工業会 環境グリーン委員会 事務局 牟田

電話：03-3662-8182 E-mail：kan-g@jemima.or.jp

表示等情報提供に関する報告
 (一社) 日本医療機器産業連合会

平成 28 年 12 月 27 日

対象製品：水銀血圧計

1. 業界団体による自主ガイドラインについて

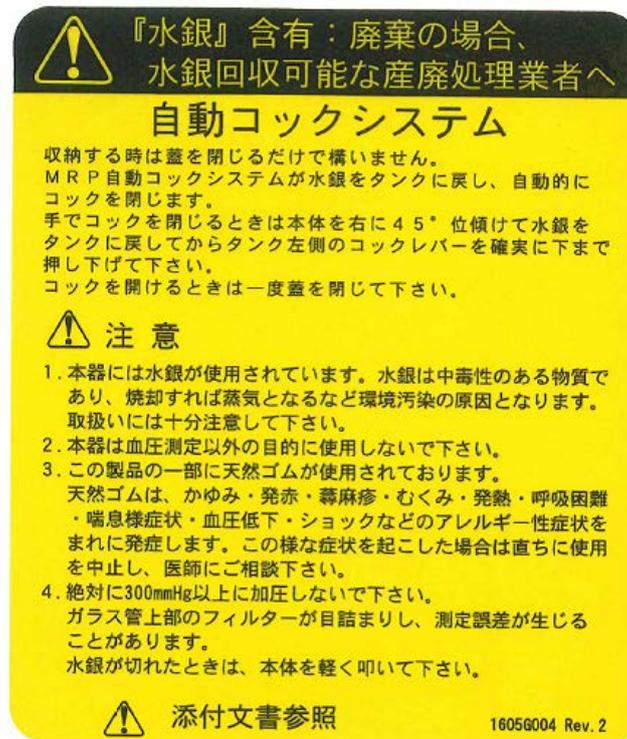
自主ガイドラインは策定しておらず、今後の策定及び検討の予定はない。

2. 自主ガイドラインの策定以外の取組について

日本医師会や医機連の会員団体を通じて、水銀使用製品の回収についての周知等の取組を行っている。

以上

水銀血圧計 表示ラベルの例



* 年 月 日 作成 (第7版)
 年 月 日 作成 (第6版)

* 製造販売届出番号: []

類別: 機械器具 18 血圧検査又は脈波検査用器具
 一般医療機器 一般的名称: 水銀柱式血圧計 (JCNコード: [])

水銀血圧計

【警告】

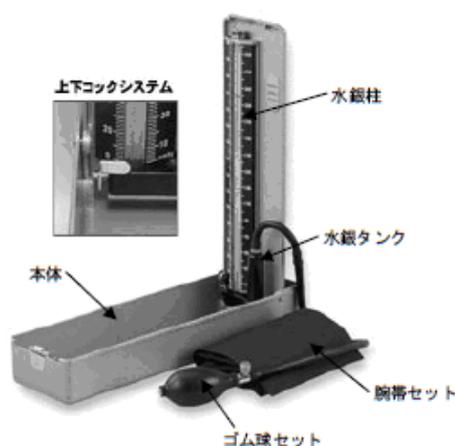
- 水銀を絶対に取り出さないで下さい。
- 万一、水銀が溢れた場合に絶対に水銀を飲まないで下さい。
 落下等によりガラス管の破損及び水銀がこぼれた場合、次の方法で処理して下さい。
 ●ガラス管については危険物として処理して下さい。
 ●水銀を取り扱う場合、ゴム手袋をして下さい。
 ●水銀は密閉可能な容器に入れた後、修理業者に修理を依頼して下さい。
- 本器は水銀を使用していますので、子供が絶対に血圧計に触れることのないように注意して下さい。

【禁忌・禁止】

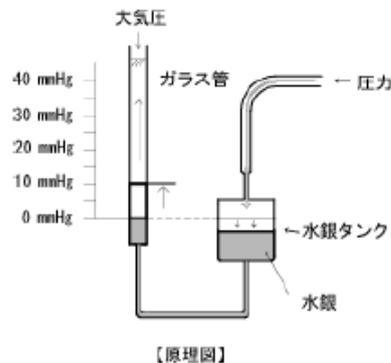
- ヒト以外には使用しないで下さい。
- 天然ゴム(ゴム球)アレルギーの方は使用しないで下さい。
- 水銀の取扱いについて
 ●測定終了後及び使用しない場合は、水銀を水銀貯蔵タンクへ戻しコックを確実に閉めて、水銀が溢れないように注意して下さい。
 水銀は長時間空気に触れることにより水銀が汚れ、測定精度に影響しますので必ず水銀貯蔵タンクに戻してコックを確実に閉めて下さい。
 ●水銀漏れなどにより修理が必要な場合は、修理業者に依頼して下さい。
 ●血圧計を火に投げ込まないで下さい。
- 本器の取扱いについて
 ●絶対に分解、改造しないで下さい。
 [故障の原因になります。]

【形状・構造及び原理等】

水銀血圧計は、下記の部分から構成されています。



水銀血圧計は、水銀の物理的性質すなわち金属でありながら液状で高比重(13.546)であることを利用したものです。
 原理図の通り、大気に片側が開放されたガラス管と圧力を加える口を備えたタンクを連結した構造になっており、その内部に一定量の水銀が注入されています。加えられた圧力により水銀がタンクから押し出され、ガラス管内で水銀が上昇します。
 その上昇値は圧力に比例し、圧力を長さの単位で読み取ることが出来ます。
 すなわち水銀が何ミリメートル上昇したという意味の「mmHg」が単位となっています。



【使用目的、効能又は効果】

別途用意の聴診器により、血管音(コロトコフ音)を聴取し、最高血圧値と最低血圧値を読み取り、血圧を測定します。
 測定範囲: 0~300mmHg

【使用目的、効能又は効果に関連する使用上の注意】

- 血圧測定時、圧力を加えない時に水銀値が0位以外にあるものは使用にならないで下さい。正確な圧力値が読み取れません。
- 300mmHg以上の加圧をしないで下さい。
- 必要以上に胸帯で腕を締め付けしないで下さい。

【品目仕様等】

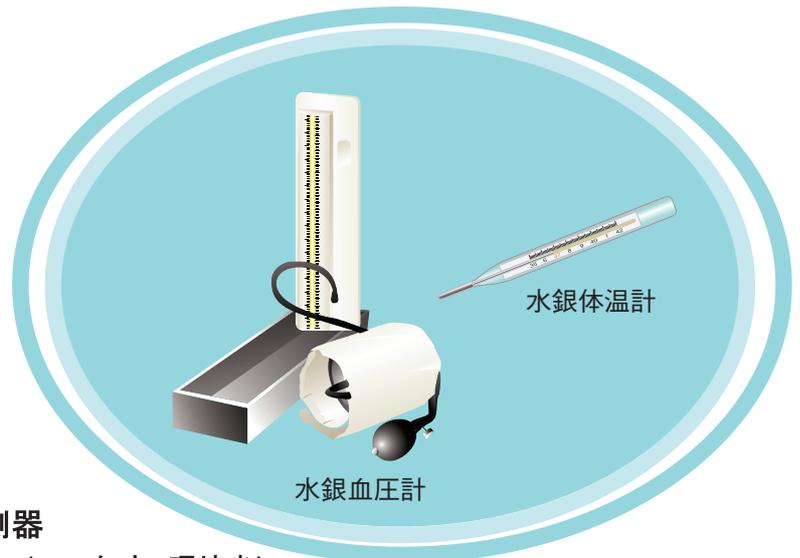
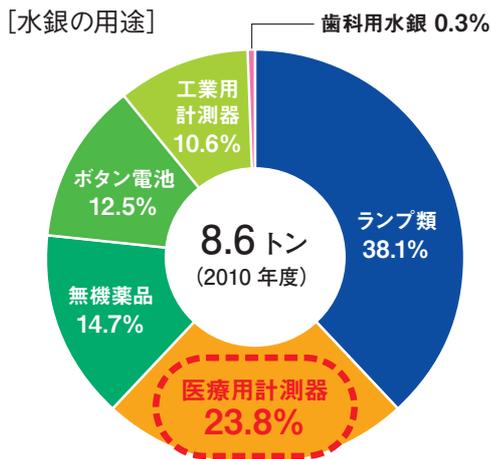
- ◆ 本体: サイズ: 10(幅)×35(奥)×36(高)
 材質: アルミダイカスト
- ◆ 胸帯: 材質: 綿、ナイロン
- ◆ 送気球: サイズ: 4.3(径)×8.3(長)
 材質: ラテックスゴム
- ◆ チューブ: 材質: ラテックスゴム

※単位は cm

医療機関のみなさまへ

水俣条約および水銀汚染防止法等により、
特定水銀使用製品の製造・輸出入が原則禁止になります。

水銀血圧計・水銀体温計は、
2021年1月1日以降の製造・輸出入が禁止されます。



国内水銀消費量の約24%が医療用計測器

出典：我が国の水銀に関するマテリアルフロー（2010年度、環境省）

ご所有の水銀血圧計・水銀体温計は引き続き使用できますが、廃棄する際には、廃棄物処理法*1に従った対応が必要です。

ご不要となった水銀血圧計・水銀体温計については、処理費用の高騰や不適正な廃棄が懸念されることから、全国規模での短期間・集中的な回収が求められています。

環境省は、日本医師会等と連携し、水銀血圧計等の回収事業を全国で推進します。これにより、廃棄に必要な煩雑な手続きや費用が軽減されます。

*1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律



一般社団法人 日本医療機器産業連合会
JFMDA
The Japan Federation of
Medical Devices Associations

本リーフレットは、日本医師会と日本医療機器産業連合会が、環境省、厚生労働省、経済産業省と連携し、水銀血圧計・水銀体温計の適正処理を推進するために配布しています。

水俣条約ってどんな条約ですか？

- 水銀の人為的な排出等から人の健康及び環境を保護することを目的とする国際条約で、2013年10月に熊本県で採択されました。正式名称は「水銀に関する水俣条約」といいます。
- 水俣条約の採択を受け、2015年中に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律(水銀汚染防止法)」等が成立し、本法に基づく特定水銀使用製品に該当する水銀血圧計・水銀体温計は2021年1月1日以降の製造・輸出入が禁止となりました。

どうして水銀血圧計・水銀体温計の回収が必要なのですか？

- 水銀体温計には蛍光管で約200本分、水銀血圧計には約8,000本分の水銀が使用されています。国内で消費される水銀のおよそ4分の1が水銀血圧計等の医療用計測器です。(2010年度ベース)
- 医療機関には大量の水銀血圧計・水銀体温計が存在することから、将来的な不適正処理のリスクを低減するため、短期間、集中的に回収・処分することが求められています。
- 世界保健機関(WHO)は、水銀血圧計・水銀体温計の全廃を目指しています。日本医師会・日本医学会も、実地診療では新規の導入を行わないように自粛を求めています。また、日本高血圧学会は、水銀血圧計に代わり「医用の上腕式電子血圧計」を推奨しています。

水銀血圧計・水銀体温計はどのように廃棄すれば良いですか？

- 医師会等による回収が予定されている地域は、その仕組みをご活用ください。
- 医師会等による回収がない地域は、許可を得た産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者に廃棄をご依頼ください。詳細は、地域の産業廃棄物担当の行政窓口にお問い合わせください。収集運搬業者、処分業者については産廃情報ネット(<http://www.sanpainet.or.jp/>)の「優良さんばいナビ」などを活用し選定することができます。
- 水銀使用製品の不適正廃棄は、水銀の漏洩・拡散(大気や土壌等の汚染)や焼却炉の停止など、健康被害や経済損失につながります。また排出者責任を問われ処罰されますのでご注意ください。

どうして環境省は医師会と共に水銀血圧計等を回収するのですか？

- 医療機関で使用されていた水銀血圧計等は、産業廃棄物であり、排出事業者(医療機関)に処理責任があります。医師会は、医師の団体として、医師の倫理感に応えサポートする責務があります。
- 医師会が回収することにより、事業者選定などの煩雑な手続きが簡略化され、処分費用も大幅に抑えられます。今後、水銀使用製品の廃棄費用は、さらに高騰する懸念があります。

水銀血圧計の廃棄費用について教えてください

- 廃棄数量、地域、運搬業者等により異なりますので、産廃業者に見積りを依頼してください。単品で処分を委託した場合、運搬費用と処理費用を合わせて数万円程度になると言われています。
- 医師会が水銀血圧計等の回収事業を行う場合、廃棄費用は地域により異なりますが、¥1,000～¥5,000の見込みです。

参考ホームページおよび問合せ先

- 水銀廃棄物処理について
環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室
TEL:03-5501-3157
- 水銀血圧計等の回収事業について
日本医師会 <http://www.med.or.jp/doctor/report/004137.html>
地域医療第一課 TEL:03-3942-6137
※本事業の実施状況等については、ご所属の都道府県医師会へお問い合わせください。
- 水銀血圧計に関するQ&A
日本高血圧学会 <http://www.jpnsnsh.jp/topics/425.html>

水銀体温計に対する表示等情報提供に関する
ヒアリング調査・質問事項への回答

2016年12月
水銀体温計輸入事業者

1. 業界団体による自主ガイドラインについて

- ・ 自主ガイドラインは策定しておりません。
- ・ 既の実施している内容を下記に記します。

<実施内容>

水銀を使用している製品である事、廃棄する際の注意喚起及び問合せ先について、

- ①製品台紙兼取扱説明書への表示、
 - ②カタログ、ウェブページへの表示、
- にて、情報提供を行っております。

1. 2 自主ガイドラインの策定を踏まえ、情報提供の方法を具体的に改善している事例

- ・ 特にありません。
- ・ 今後、製品を販売する際の納品書に水銀使用製品であることを明記する予定です。

1. 3 自主ガイドラインを踏まえて改善した情報提供の方法等の取組に関して、消費者に対する周知を行っている事例

- ・ 特にありません。

1. 4 自主ガイドラインの業界内での周知方法、自主ガイドラインを踏まえた取組を会員事業者が実施しているかどうかを確認する体制（委員会等）

- ・ 輸入事業者が一社しか存在しないと見込まれるため、特にありません。

1. 5 自主ガイドラインを現時点で策定していない場合、今後策定する予定があるかどうか

- ・ 特にありません。

2. 自主ガイドラインの策定以外の取組について

(自主ガイドラインの策定以外の情報提供に関する改善や新規の取組等)

- ・ 特にありません。
- ・ なお、水銀体温計の輸入、国内への流通は、2020年までに中止する予定です。

以上

表示等情報提供に関する報告

2016年12月27日

日本試薬協会

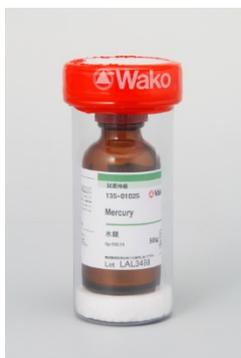
● 業界による自主ガイドラインについて

試薬としての水銀使用製品には、容器に貼ってある製品ラベルに必ず表示してあるとともに、SDSを添付することにより、既に情報提供を実施しています。

自主ガイドラインについては、試薬業界において、さらに周知徹底を図ることの必要性から、今後策定について検討していきたいと思料しております。

以上

(参考)



(製品見本)

■ 注意事項		試薬	
成分：水銀 身体を汚染すると、重篤な中毒を起こすおそれがありますから、下記の注意事項を守って下さい。 1. 取扱い作業場所には、局所排気装置を設けて下さい。 2. 容器から出し入れするときは、こぼれないようにして下さい。 3. 取扱い中は必要に応じて防毒マスク、保護手袋等を着用して下さい。 4. 取扱い後は、手洗い及びうがいを十分行って下さい。 5. 作業衣等に付着した場合はその汚れをよく落として下さい。 6. 専用の冷暗所に貯蔵して下さい。(労働安全衛生法に依る)		試薬特級 135-01025 Wako Mercury 水銀 Hg = 200.59 500g JIS JQ0506019 O JIS K 8572 UN2809 危険 医薬用外毒物 水銀含量：99.5% Assay.....min. 99.5% Solubility in nitric acidto pass test 和光純薬工業株式会社 大阪市中央区道修町三丁目1番2号 TEL 06(6203)3741 Wako Pure Chemical Industries, Ltd.	
■ 危険有害性情報 ・ 遺伝性疾患のおそれの疑い ・ 生殖能または胎児への悪影響のおそれ ・ 臓器の障害 ・ 長期又は反復暴露による臓器の障害 ・ アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ ・ 長期的影響により水生生物に有害のおそれ		For Research Use Only 	
● 試験研究用以外には使用しないで下さい。		Lot	

(製品ラベル)

